

令和 8 年度名古屋市社会福祉施設食材費高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第 1 条 食材費高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供を継続している社会福祉施設等（別表 1 及び別表 2 に掲げる施設等）を支援するため、「令和 8 年度名古屋市社会福祉施設食材費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）」を、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、名古屋市補助金等交付規則（平成 17 年名古屋市規則第 187 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 施設等

本市内において別表 1 及び別表 2 に掲げる事業を行う社会福祉施設又は事業所であって、本市の認可又は指定を受けたものをいう。

(2) 地域生活支援事業入所施設等

施設等のうち、別表 1 に掲げる事業を行う社会福祉施設又は事業所をいう。

(3) 地域生活支援事業通所事業所等

施設等のうち、別表 2 に掲げる事業を行う社会福祉施設又は事業所をいう。

(交付の対象)

第 3 条 支援金の交付対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次に掲げる各号のいずれにも該当する施設等を運営する法人等とする。

(1) 令和 8 年 6 月 1 日時点において、利用者に対するサービス提供を実施していること。

(2) 国及び地方公共団体が運営していないこと。

(支援金の対象経費及び交付額)

第 4 条 支援金の対象となる経費及び交付額は、次のとおりとする。

(1) 地域生活支援事業入所施設等

別表 1 のとおり

(2) 地域生活支援事業通所事業所等

別表 2 のとおり

- 2 前項に定める支援金の交付にあたっては、対象事業者が利用者へ提供する食事に係る食材費の全部又は一部を負担していることを要するものとする。

(交付の申請)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする対象事業者は、令和 8 年度名古屋市社会福祉施設食材費高騰対策支援金交付申請書（実績報告書兼請求書）（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を名古屋市長（以下「市長」という。）が別に定める日までに市長へ提出するものとする。

(交付の決定等)

第 6 条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

- 2 交付の決定及びその通知は支援金を交付すべきものと認めた対象事業者が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとする。

- 3 第 1 項の審査の結果、支援金を交付すべきでないと認められたときは、令和 8 年度名古屋市社会福祉施設食材費高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第 2 号）により支援金の交付の申請を行った対象事業者に通知するものとする。

- 4 市長は、受理した申請書に係る交付申請額の総額が予算の範囲を超えた日（以下「終了日」という。）をもって受付を終了する。なお、終了日に複数の申請書を受理した場合は、次条に定める抽選により交付対象とする対象事業者を決定する。

(抽選)

第 7 条 市長は、終了日に複数の申請書を受理した場合、くじ引きによる抽選を公開で行い順位を決め、予算の範囲を超えない順位までを支援金の交付対象者（以下「当選者」という。）とする。

- 2 当選者が提出した申請書の取扱いは、前条の規定を準用する。

(交付の取消し等)

第8条 市長は、支援金の交付をした場合において、対象事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、交付の取消しを決定し、支援金の返還を命ずることができる。

(1) 申請の取下げがあった場合

(2) 本要綱に違反した場合

(3) 虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合

(4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でないと認められた場合

(実績報告)

第9条 規則第14条に定める実績報告は、第5条に定める申請書をもって代えるものとする。

(検査及び報告)

第10条 市長は、支援金の適正な支出のため、必要に応じて対象事業者に対し、検査、報告その他必要な措置（以下「検査及び報告等」という。）を求めることができる。

2 支援金の交付を受けようとする又は交付を受けた対象事業者は前項の検査及び報告等に協力しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月28日から施行する。

別表 1（地域生活支援事業入所施設等）

事業種別	対象経費及び交付額
福祉ホーム	食材費 1 定員当たり 4,500 円

別表 2（地域生活支援事業通所事業所等）

事業種別	対象経費及び交付額
精神障害者地域活動支援、デイサービス型地域活動支援、作業所型地域活動支援、日中一時受入（あいち診療所滝の水「憩いの学校」に限る）	食材費 1 定員当たり 1,500 円

注 1：同一のスペースにおいて複数のサービスを一体的に実施する施設等である場合は、一の施設等として扱う。

令和 8 年度名古屋市社会福祉施設食材費高騰対策支援金
交付申請書（実績報告書兼請求書）

令和 年 月 日

（宛先）名古屋市長

法人名	
〒	
所在地	
代表者職氏名	
担当者職氏名	
電話番号	
E-mail	

標記について、次のとおり申請します。
なお、振込は下記振込先情報に記載の口座までお願いいたします。

記

1	申請金額	円
2	定員数	地域生活支援事業 入所施設等 - 人（ - 施設・事業所 ）
		地域生活支援事業 通所事業所等 - 人（ - 施設・事業所 ）

3 誓約事項

以下の全ての条件を満たすことを誓約します。
（条件を満たす場合、☒をしてください。**条件を全て満たさない場合、請求できません。**）

- ☐ (1) 令和8年6月1日時点において、別紙「施設・事業所一覧」に掲げる名古屋市内の施設等で、利用者に対するサービス提供を実施しています。
- ☐ (2) 事業者が利用者へ提供する食事に係る食材費の全部又は一部を負担しています。
- ☐ (3) この支援金は食材費高騰の影響を受けつつもサービスの質を維持するための経費に活用します。

4 振込先口座

振 込 先	金融機関名		店舗名		金融機関コード					店番					
	口座名義(カナ)									口座番号					
	口座名義									預金種別		1. 普通 2. 当座			

※振込先口座の金融機関名、店舗名、口座名義、口座番号、預金種別が分かる通帳の写し等を添付してください。

施設・事業所一覧

(1) 地域生活支援事業入所施設等（福祉ホーム）

No.	事業所番号	施設・事業所名	サービス種別	定員数	単価	申請額 (円)	備考
1					4,500		
2					4,500		
3					4,500		
4					4,500		
5					4,500		
計			0				

(2) 地域生活支援事業通所事業所等（地域活動支援センター等）

No.	事業所番号	施設・事業所名	サービス種別	定員数	単価	申請額 (円)	備考
1					1,500		
2					1,500		
3					1,500		
4					1,500		
5					1,500		
計			0				

申請額合計 円

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

令和 8 年度名古屋市社会福祉施設食材費高騰対策支援金
不交付決定通知書

年 月 日付けにて申請のありました支援金につきましては、次のとおり決定しましたので、通知します。

決 定 の 内 容	不 交 付
申 請 者	
申 請 額	円
不 交 付 の 理 由	